

## 第22 非常コンセント設備

(令第29条の2，則第31条の2関係)

### 1 設置位置

非常コンセントの設置位置は，第21 連結送水管 3 (3)及び(4)の例に準じること。

### 2 電気の配給容量

非常コンセントの電気の配給容量は，1 個あたり1.5kW以上とし，一の幹線に3 個以上の非常コンセントが接続されている場合にあつては，最大3 個の容量として算定することができる。

なお，各保護箱に2 個以上の設置とすること。■

### 3 接地

則第31条の2 第4号に定める接地工事は，電気設備技術基準第18条に定める第3種接地工事（以下本設備において「接地」という。）とすること。

### 4 保護箱

則第31条の2 第2号に定める保護箱は，耐火構造の壁等に埋め込むか又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年告示第10号）第3，1(2)に準じたものとするほか，次によること。

- (1) 保護箱の大きさは，長辺が25cm以上，短辺が20cm以上であるものとする。
- (2) 保護箱に用いる材料は，防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとする。
- (3) 保護箱には，容易に開閉できる扉を設けること。
- (4) 保護箱内には，差込プラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
- (5) 保護箱には，接地を施すこと。

### 5 電源及び配線

電源及び配線は，次によること。

- (1) 電源からの回路は，各階の主配電盤から専用とすることとし，回路上には地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (2) 専用の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は，保護箱内に分岐用の配線用遮断器（15A）を充電部が露出しないように設けること。分岐する場合等に用いるプルボックスは，前4，(2)に準じたものであること。

### 6 非常電源，配線

第23 非常電源の基準によるほか，則第31条の2 第9号ハに規定する灯火の回路の配線は，前5，(2)の配線用遮断器の一次側から分岐するものとし，当該分岐回路に自動遮断器等を設けること。この場合，充電部を露出しない構造とすること。

## 7 表示

則第31条の2第9号イの規定による表示は、1字につき2cm角以上です。■

## 8 保護箱と消火栓箱等の接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- (3) 消火栓箱部分の扉の保護箱の扉は、別開きができるようにすること。
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、則第12条第1項第3号ロに定める赤色の表示灯と兼用することができる。

## 9 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。